

指定管理者制度における スライド制度の手引き

令和8年3月
山梨県

1 目的・趣旨

本県の指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準や物価の変動に伴う経費の増減については、あらかじめ事業者が想定したうえで応募するものとして、原則として、指定期間中に指定管理委託料を見直すことはしていなかった。

しかし、近年の賃金水準等の大幅な上昇傾向に鑑み、令和9年度に新たな指定期間を迎える施設から、賃金水準等に一定の変動が見られた場合に、その変動の影響を基本協定に基づき、年度当初に決定した当該年度の指定管理委託料及び次年度の指定管理委託料へ反映させる制度（以下、「スライド制度」という）を導入し、指定管理施設の適切かつ安定的な運営の確保を図ることとする。

本手引きは、スライド制度の運用に当たっての考え方、事務手続等について定めたものである。

2 スライド制度の概要

(1) 制度の概要

指定管理委託料を「人件費」「エネルギー費」「その他物件費」の3つの「スライド対象経費」に分類した上で、それぞれの経費について、賃金や物価に係る客観的な指標を元に算出したスライド率を用いて年度ごとのスライドによる増減額を算出し、当該年度の指定管理委託料及び次年度の当初指定管理委託料に反映（加算又は減算）させる。

(2) 対象施設

原則として、指定管理者制度を導入している全ての公の施設とする。

(3) 導入時期

令和9年4月1日以降に指定期間を開始する施設（更新施設を含む）から導入し、指定期間1年目の指定管理委託料から適用する。

(4) スライド対象経費とスライド率の算出に用いる客観的な指標

スライド対象経費	客観的な指標（スライド率の考え方）
人件費 （基本給及び基本給に連動して増減する賃金部分に限る。）	【山梨県人事委員会が公表する民間給与実態調査】 当該年度に公表された「民間給与（月例給）」×（12ヶ月分＋「民間における特別給の年間支給割合」）
エネルギー費 （電気・ガス・灯油・ガソリン）	【甲府市消費者物価指数（エネルギー）】 甲府市消費者物価指数（エネルギー）の前年度10月から当該年度9月までの1年間の平均値
その他物件費 （物価水準の変動によって増減する経費に限る。）	【甲府市消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）】 甲府市消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）前年度10月から当該年度9月までの1年間の平均値

(5) 増額又は減額を行わない範囲について (±1.5%ルール)

スライド対象経費のうち「その他物件費」については、指定期間の2年目以降、2年目のスライド対象経費を基準額とし、この基準額の±1.5%以内に収まる範囲については、指定管理委託料の見直しを行わないものとする。

スライド対象経費	増額又は減額を行わない範囲
人件費 (基本給及び基本給に連動して増減する賃金部分に限る。)	なし
エネルギー費 (電気・ガス・灯油・ガソリン)	なし
その他物件費 (物価水準の変動によって増減する経費に限る。)	【指定期間1年目】なし 【指定期間2年目以降】指定期間2年目のスライド対象経費を基準額として、基準額の±1.5%以内

3 人件費に係るスライドについて

(1) スライド制度の対象とする経費

基本協定に基づき指定管理者が提出する業務計画書に記載された人件費（賃金及び社会保険料等）のうち、基本給及び基本給の変動に伴って増減する経費とする。

【参考】労働基準法（昭和22年法律第49号）（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（対象となる経費の例）

給料、賞与(期末・勤勉手当)、社会保険料 等

（対象外となる経費の例）

通勤手当、健康診断費 等

※ 指定管理者の給与形態等により手当等の内容や取扱いは異なり、一律的な区分は困難であるため、指定管理者の実情等に応じて、適切に分類するものとする。

(2) スライド対象経費の額について

① 指定期間1年目の対象経費

業務計画書と併せて提出する「スライド対象経費報告書」（様式1）に記載された人件費の金額とする。

② 指定期間2年目以降の対象経費

前年度のスライド後の対象経費とする。

(3) スライド率の算出方法

人件費に係るスライド率は、山梨県人事委員会が当該年度に公表する「民間給与実態調査」における「民間給与（月例給）」及び「民間における特別給の年間支給割合」を用いて、前年度の数値と比較して算出する。

ただし、指定期間1年目については、指定期間開始の前年度（選定年度）のスライド率と指定期間1年目のスライド率を乗じた数値を用いるものとする。

スライド率（％）＝

$$\frac{\{ \text{当該年度月例給} \times (12 + \text{当該年度特別給割合}) \} - \{ \text{前年度月例給} \times (12 + \text{前年度特別給割合}) \}}{\text{前年度月例給} \times (12 + \text{前年度特別給割合})} \times 100$$

※ スライド率は小数点第3位を四捨五入

<計算式の例>

① 指定期間1年目（1年目がR9年度の場合）

$$\frac{\{R9 \text{ 年度月例給} \times (12 + R9 \text{ 年度特別給割合})\} - \{R7 \text{ 年度月例給} \times (12 + R7 \text{ 年度特別給割合})\}}{R7 \text{ 年度月例給} \times (12 + R7 \text{ 年度特別給割合})} \times 100$$

② 指定期間2年目（2年目がR10年度の場合）

$$\frac{\{R10 \text{ 年度月例給} \times (12 + R10 \text{ 年度特別給割合})\} - \{R9 \text{ 年度月例給} \times (12 + R9 \text{ 年度特別給割合})\}}{R9 \text{ 年度月例給} \times (12 + R9 \text{ 年度特別給割合})} \times 100$$

※ 3年目以降は年度を後ろにずらして同様の計算を行う。

（4）スライド後の対象経費の算出方法

毎年度、スライド対象経費にスライド率を乗じて算出した増減額（＝スライドによる増減額）をスライド対象経費に加算又は減算した額とする。

なお、スライドによる増減額は千円未満切り捨てとする。

（5）申請上限額の算出方法

スライド対象経費にスライドによる増減額を加算又は減算した額から、当該年度の当初人件費委託料（前年度までの申請額を反映した額）を差し引いた額とする。

申請上限額がプラスとなった場合は、指定管理者は当該金額を上限に委託料の増額を申請することができる。一方、申請上限額がマイナスとなった場合は、当該金額分を指定管理委託料から減額する。

（6）臨時的な増員等に伴い人件費が変動した場合

突発的な職員の欠員や臨時的増員等、年度途中の人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、基本的に指定管理者の負担とする。

ただし、県側の事情により、指定期間中に指定管理業務の範囲等が変更され、それによって職員配置の変更が必要となり、その状況が当該年度以降も継続する等の特殊な事情が生じた場合には、スライド対象経費の額に係る変更について協議できるものとする。

【算出例1】

- 1年目の対象経費 10,000千円
- スライド率
 選定年度～1年目：+6% 2年目：+3% 3年目：+3% 4年目：+3%
- 指定管理者からの申請額
 1年目：400 2年目：300 3年目：400 4年目：482 とした場合

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費	10,000	10,600	10,918	11,245
② スライド率 (%) ※小数点第3位を四捨五入	6.0%	3.0%	3.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	600	318	327	337
④ スライド後の対象経費 (①+③) (=次年度のスライド対象経費)	10,600	10,918	11,245	11,582
⑤ 当該年度の当初人件費委託料相当額	10,000	10,400	10,700	11,100
⑥ 申請上限額 (④-⑤)	600	518	545	482
⑦ 申請額 ※マイナスの場合は減額する委託料とし、指定管理者からの申請は不要	400	300	400	482
⑧ 当該年度の最終人件費委託料相当額 (=次年度の当初委託料のうち人件費相当額) (⑤+⑦)	10,400	10,700	11,100	11,582

【算出例2】

- 1年目の対象経費 10,000千円
- スライド率
選定年度～1年目：+6% 2年目：▲8% 3年目：+3% 4年目：+3%
- 指定管理者からの申請額
1年目：400 3年目：200 4年目：393 とした場合

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費	10,000	10,600	9,752	10,044
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	6.0%	▲8.0%	3.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	600	▲848	292	301
④ スライド後の対象経費 (①+③) (=次年度のスライド対象経費)	10,600	9,752	10,044	10,345
⑤ 当該年度の当初人件費委託料相当額	10,000	10,400	9,752	9,952
⑥ 申請上限額 (④－⑤)	600	▲648	292	393
⑦ 申請額 ※マイナスの場合は減額する委託料とし、指定管理者からの申請は不要	400	▲648	200	393
⑧ 当該年度の最終人件費委託料相当額 (=次年度の当初委託料のうち人件費相当額) (⑤+⑦)	10,400	9,752	9,952	10,345

4 エネルギー費に係るスライドについて

(1) スライド制度の対象とする経費

基本協定に基づき指定管理者が提出する業務計画書に記載された物件費のうち、電気・ガス・灯油・ガソリンの経費とする。

(2) スライド対象経費の額について

① 指定期間1年目の対象経費

業務計画書と併せて提出する「スライド対象経費報告書」(様式1)に記載された対象エネルギー費の金額とする。

② 指定期間2年目以降の対象経費

当該年度における委託料のうち、対象エネルギー費に相当する額とする。

(3) スライド率の算出方法

エネルギー費に係るスライド率は、総務省が毎年公表する甲府市消費者物価指数(エネルギー)の直近の1年間の平均値を前年の同期間の平均値と比較して算出する。

ただし、指定期間1年目については、直近の1年間の平均値を指定期間開始の前年度(選定年度)の同期間の平均値と比較して算出する。

$$\text{スライド率 (\%)} = \frac{\text{直近の1年間の平均値} - \text{前年の1年間の平均値}}{\text{前年の1年間の平均値}} \times 100$$

※ スライド率は小数点第3位を四捨五入

※ 直近の1年間とは、前年度の10月から当該年度の9月までの1年間を指す。

※ 前年の1年間とは、前々年度の10月から前年度の9月までの1年間を指す。

<計算式の例>

① 指定期間1年目(1年目がR9年度の場合)

$$\frac{\text{R8.10} \sim \text{R9.9の平均値} - \text{R6.10} \sim \text{R7.9の平均値}}{\text{R6.10} \sim \text{R7.9の平均値}} \times 100$$

② 指定期間2年目(2年目がR10年度の場合)

$$\frac{\text{R9.10} \sim \text{R10.9の平均値} - \text{R8.10} \sim \text{R9.9の平均値}}{\text{R8.10} \sim \text{R9.9の平均値}} \times 100$$

※ 3年目以降は年度を後ろにずらして同様の計算を行う。

(4) 当該年度の最終エネルギー費委託料相当額（＝スライド後の対象経費）の算出方法

毎年度、スライド対象経費にスライド率を乗じて算出した増減額（＝スライドによる増減額）をスライド対象経費に加算又は減算した額とする。

なお、スライドによる増減額は千円未満切り捨てとする。

(5) 指定管理者の都合によりエネルギー費が変動した場合

指定管理者の都合によるエネルギー費の変動については、基本的に指定管理者の負担とするが、県側の事情により指定期間中に指定管理業務の範囲等が変更され、それによって新たに対象エネルギー費の負担が生じ、その状況が当該年度以降も継続する等の特殊な事情が生じた場合には、スライド対象経費の額に係る変更について協議できるものとする。

【算出例1】

○ 1年目の対象経費 10,000千円

○ スライド率

選定年度～1年目：+6% 2年目：+3% 3年目：+3% 4年目：+3%

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費 (＝当該年度の委託料のうち 対象エネルギー費相当額)	10,000	10,600	10,918	11,245
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	6.0%	3.0%	3.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	600	318	327	337
④ 当該年度の最終エネルギー 費委託料相当額 (＝次年度の当初委託料のう ち対象エネルギー費相当額) (①+③)	10,600 (増額：600)	10,918 (増額：318)	11,245 (増額：327)	11,582 (増額：337)

【算出例2】

○ 1年目の対象経費 10,000千円

○ スライド率

選定年度～1年目：+8% 2年目：+5% 3年目：▲3% 4年目：+3%

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費 (=当該年度の委託料のうち 対象エネルギー費相当額)	10,000	10,800	11,340	11,000
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	8.0%	5.0%	▲3.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	800	540	▲340	330
④ 当該年度の最終エネルギー 費委託料相当額 (=次年度の当初委託料のう ち対象エネルギー費相当額) (①+③)	10,800 (増額：800)	11,340 (増額：540)	11,000 (減額：340)	11,330 (増額：330)

5 その他物件費に係るスライドについて

(1) スライド制度の対象とする経費

基本協定に基づき指定管理者が提出する業務計画書に記載された物件費のうち、エネルギー費を除いた、物価水準の変動に応じて増減する経費とする。

(対象となる経費の例)

外部委託費、消耗品費、修繕費 等

(対象外となる経費の例)

支払利息 等

※ 人件費と同様、一律的に区分することは困難であるため、指定管理者の実情等に応じて、適切に分類するものとする。

(2) スライド対象経費の額について

① 指定期間1年目の対象経費

業務計画書と併せて提出する「スライド対象経費報告書」(様式1)に記載されたその他物件費の金額とする。

② 指定期間2年目以降の対象経費

前年度のスライド後の対象経費とする。

(3) スライド率の算出方法

その他物件費に係るスライド率は、総務省が毎年公表する甲府市消費者物価指数(生鮮食品及びエネルギーを除く総合)の直近の1年間の平均値を前年の同期間の平均値と比較して算出する。

ただし、指定期間1年目については、直近の1年間の平均値を指定期間開始の前年度(選定年度)の同期間の平均値と比較して算出する。

$$\text{スライド率 (\%)} = \frac{\text{直近の1年間の平均値} - \text{前年の1年間の平均値}}{\text{前年の1年間の平均値}} \times 100$$

※ 小数点第3位を四捨五入

※ 直近の1年間とは、前年度の10月から当該年度の9月までの1年間を指す。

※ 前年の1年間とは、前々年度の10月から前年度の9月までの1年間を指す。

<計算式の例>

① 指定期間1年目(1年目がR9年度の場合)

$$\frac{\text{R8.10} \sim \text{R9.9の平均値} - \text{R6.10} \sim \text{R7.9の平均値}}{\text{R6.10} \sim \text{R7.9の平均値}} \times 100$$

② 指定期間2年目（2年目がR10年度の場合）

$$\frac{R9.10 \sim R10.9 \text{の平均値} - R8.10 \sim R9.9 \text{の平均値}}{R8.10 \sim R9.9 \text{の平均値}} \times 100$$

※ 3年目以降は年度を後ろにずらして同様の計算を行う。

(4) スライド後の対象経費の算出方法

毎年度、スライド対象経費にスライド率を乗じて算出した増減額（＝スライドによる増減額）をスライド対象経費に加算又は減算した額とする。

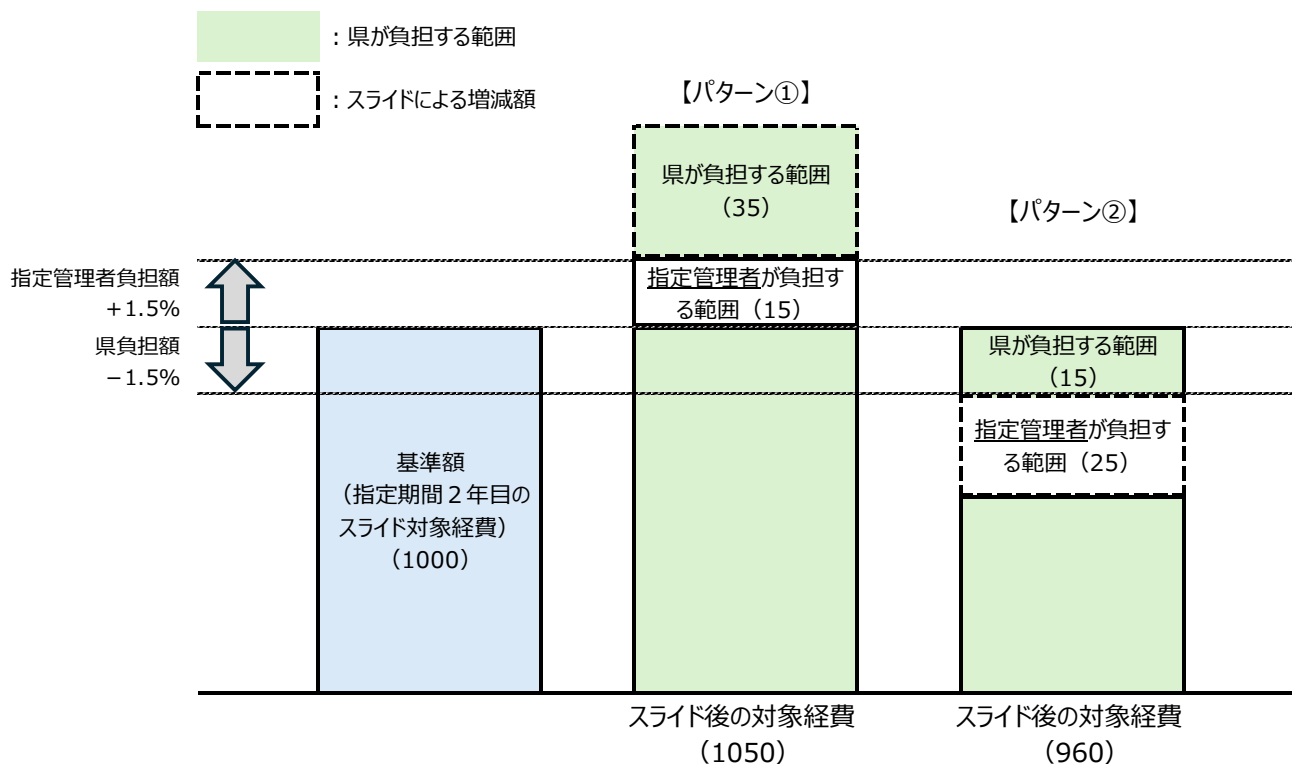
なお、スライドによる増減額は千円未満切り捨てとする。

(5) 増額又は減額を行わない範囲（±1.5%ルール）

指定期間2年目以降においては、2年目のスライド対象経費（＝1年目のスライド後の対象経費）を基準額とし、当該年度の「スライド後の対象経費」のうち基準額の±1.5%の範囲に収まる部分は、指定管理委託料の増額や減額を行わない。

※ スライドによって増額になる場合であっても、基準額の+1.5%分までは委託料を増額しないこと（＝指定管理者の負担）とし、逆に減額になる場合であっても、基準額の-1.5%分までは委託料を減額しないこと（＝県の負担）とする。

イメージ



(6) 指定管理者の都合によりその他物件費が変動した場合

指定管理者の都合によるその他物件費の変動については、基本的に指定管理者の負担とするが、県側の事情により指定期間中に指定管理業務の範囲等が変更され、それによって新たな業務が発生し、その状況が当該年度以降も継続する等の特殊な事情が生じた場合には、スライド対象経費の額に係る変更について協議できるものとする。

【算出例1】

○ 1年目のスライド対象経費 10,000千円

○ スライド率

選定年度～1年目：+6% 2年目：+1% 3年目：+2% 4年目：+3%

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費	10,000	10,600 (基準額)	10,706	10,920
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	6.0%	1.0%	2.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	600	106	214	327
④ スライド後の対象経費 (①+③) (=次年度のスライド対象経費)	10,600	10,706	10,920	11,247
⑤ 指定管理者負担額 (基準額の+1.5%の範囲) ※10,600×1.5%=159	- (1年目は適用外)	106	159	159
⑥ 県負担額 (基準額の▲1.5%の範囲) ※10,600×▲1.5%=▲159	- (1年目は適用外)	0 (③がプラスの数のため 県負担はない)	0 (同左)	0 (同左)
⑦ 当該年度の最終その他物件費委託料相当額 (④ - (⑤ + ⑥))	10,600 (増額：600)	10,600 (増額：0)	10,761 (増額：161)	11,088 (増額：327)

【算出例2】

○ 1年目のスライド対象経費 10,000千円

○ スライド率

選定年度～1年目：▲2% 2年目：▲1% 3年目：▲2% 4年目：+5%

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費	10,000	9,800 (基準額)	9,702	9,508
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	▲2.0%	▲1.0%	▲2.0%	5.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	▲200	▲98	▲194	475
④ スライド後の対象経費 (①+③) (=次年度のスライド対象経費)	9,800	9,702	9,508	9,983
⑤ 指定管理者負担額 (基準額の+1.5%の範囲) ※9,800×1.5%=147	- (1年目は適用外)	0 (③がマイナスの数のため指定管理者負担はない)	0 (同左)	147
⑥ 県負担額 (基準額の▲1.5%の範囲) ※9,800×▲1.5%=▲147	- (1年目は適用外)	▲98	▲147	0 (③がプラスの数のため県負担はない)
⑦ 当該年度の最終その他物件費委託料相当額 (④ - (⑤ + ⑥))	9,800 (減額：200)	9,800 (減額：0)	9,655 (減額：145)	9,836 (増額：181)

6 スライド制度の運用

(1) 標準的な運用スケジュール

		時期	各施設所管課	指定管理者
指定管理開始前	選定年度	4～8月	募集要項にスライド制度の導入を明記した上で公募	
		9月	指定管理候補者の選定	
		10月	指定管理委託料の予算要求（債務負担行為の設定）	
		12月	指定の議決	
		1月	スライド制度に関する事項を記載した上で、基本協定を締結	
		2月	業務計画書・スライド対象経費の分かる資料の受理・確認	業務計画書と併せて、スライド対象経費の分かる資料（様式1）を提出
指定管理開始以降	当該年度	4月	年度協定の締結	
		9～11月	各参照指標の公表を受け、人件費の申請上限額（様式2）及びエネルギー費・その他物件費のスライドによる委託料の増減額を通知（様式3）	人件費の申請上限額がプラスの場合は希望する人件費増額分（＝実際に指定管理者が賃上げする額）を記載した申請書（様式4）を提出
		12～2月	・指定管理者からの申請書を受理 ・当該年度の委託料増額分と次年度の当初指定管理委託料（増額分を含む）を2月議会で要求	
		3月	・2月議会で予算議決後、増減額の決定を通知（様式5） ・当該年度の指定管理委託料について、年度協定を変更	
	次年度	4月	前年度までのスライド制度に伴う委託料の増減額を反映した額で年度協定を締結	

(2) 選定年度における手続きの流れ

- ・ 各施設所管課は、指定管理者の公募にあたり、募集要項にスライド制度の適用を明記し、公募を行う。
- ・ 各施設所管課と指定管理者は、基本協定の締結に際し、本手引きの内容を確認した上で、基本協定を締結する。
- ・ 指定管理者は、基本協定書に基づき指定管理期間の初年度の業務計画書を提出する際、スライド対象経費を記載した「スライド対象経費報告書」(様式1)を併せて提出し、県の承認を受けるものとする。

(3) 指定期間中の各年度における手続きの流れ

- ・ 指定管理者制度を所管する部署(行政法務課)は、毎年度9～11月頃に各指標におけるスライド率を算出し、各施設所管課に通知する。
- ・ 各施設所管課は、行政法務課から通知された各指標のスライド率をもとに、当該年度の指定管理委託料における、人件費の申請上限額(または減額する額)及びエネルギー費・その他物件費のスライドによる委託料の増減額を算出し、指定管理者に通知(様式2・様式3)する。
- ・ 指定管理者は、施設所管課から通知された人件費の申請上限額がプラスの場合には、申請上限額の範囲内で増額を申請することができるものとし、増額分(=実際に指定管理者が賃上げする額)を申請書(様式4)に記載して、提出する。
- ・ 一方、人件費の申請上限額がマイナスの場合には、指定管理者からの申請は不要とし、各施設所管課は当該年度及び次年度の指定管理委託料を減額する。
- ・ 各施設所管課は、指定管理者から人件費の増額の申請があった場合は、増額分を当該年度の補正予算及び次年度の当初予算に反映する。
- ・ 各施設所管課は、当該年度の2月の県議会において予算が議決された後、指定管理者にスライドによる委託料の増減額の決定通知(様式5)を行うとともに、当該増減額を年度協定に反映させるため、年度内に年度協定を変更する。
- ・ 各施設所管課は、前年度までのスライド制度に伴う委託料の増減額を反映した額で、次年度の年度協定を締結する。
- ・ 指定管理者は、基本協定に基づき、当該年度終了後に事業報告書を施設所管課へ提出する。

(4) 賃金改善状況の確認について

- ・ 山梨県では、県全体の賃金アップを県民生活強靱化の最重要事項として位置づけており、指定管理者の職員についても着実な賃上げを図るため、スライド対象経費のうち人件費については、指定管理者から提出される事業報告書から、スライド制度による人件費委託料増額分が適切に職員の人件費に充てられているか確認することとする。
- ・ 確認の結果、増額分が人件費に充てられていないなど適切な取扱いが行われていないと判断される場合には、改善指導の実施や指定管理委託料の返還、次年度の指定管理委託料の減額等を行うことがあり得る。